

特定化学物質の取扱量 集計結果(令和5年度 松伏町)

物質区分 1:第1種指定化学物質 2:第2種指定化学物質 3:県規則で定める物質

単位:kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	1	4	11,000	4	11,000	0	0
1	80	キシレン	2	3	20,100	3	20,100	0	0
1	144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)	1	4	2,000	7	2,000	0	0
1	300	トルエン	5	1	106,210	1	106,210	0	0
1	691	トリメチルベンゼン	1	4	9,900	5	9,900	0	0
1	737	メチルイソブチルケトン	1	4	500	8	500	0	0
3	11	メタノール	3	2	5,530	6	5,530	0	0
3	13	硫酸(三酸化硫黄を含む)	1	4	22,000	2	22,000	0	0
		合計	—	—	177,240	—	177,240	0	0

※1 取扱量について

取扱量＝使用量＋製造量＋取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。